

24. 財政融資資金

機関名	区分	財政融資資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
(特別会計) 食料安定供給特別会計	貸付	0.06%	13年以内	年賦元利均等償還	3年以内
エネルギー対策特別会計	貸付	0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
自動車安全特別会計	貸付	0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	4年以内
(政府関係機関) 株式会社日本政策金融公庫	貸付	(国民一般向け業務)			
i)	0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	-	
ii)	令和3年度における貸付けのうち、8,110億円		0.003%	9年以内	半年賦元金均等償還
iii)	令和3年度における貸付けのうち、1,630億円		0.08%	15年以内	半年賦元金均等償還
iv)	挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付け		0.002%	7年以内	満期一括償還
v)	令和3年度における貸付けのうち、19,364億円		0.002%	6年以内	半年賦元金均等償還
vi)	令和3年度における貸付けのうち、34,410億円		0.003%	9年以内	半年賦元金均等償還
vii)	令和3年度における貸付けのうち、10,960億円		0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還
viii)	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け		0.03%	10年以内	満期一括償還
(中小企業者向け業務)					
i)	0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内	
ii)	5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け		0.001%	5年以内	満期一括償還
iii)	挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付け		0.002%	7年以内	満期一括償還
iv)	令和3年度における貸付けのうち、22,335億円		0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還
v)	令和3年度における貸付けのうち、13,401億円		0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還
vi)	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度に係る貸付け		0.03%	10年以内	満期一括償還
(農林水産業者向け業務)					
i)	0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	3年以内	
ii)	10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け		0.02%	20年以内	半年賦元金均等償還
iii)	貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				3年以内
iv)	令和3年度における貸付けのうち、1,485億円		0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還
v)	令和3年度における貸付けのうち、3,400億円		0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還
vi)	令和3年度における貸付けのうち、1,200億円		0.08%	15年以内	半年賦元金均等償還
vi)	10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け		0.02%	15年以内	半年賦元金均等償還
vi)	貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				-

の 融 通 条 件 (令和3年9月1日現在)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金		
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間
	vii) 令和3年度における貸付けのうち、65億円 0.6% 30年内 半年賦元金均等償還 (特定事業等促進円滑化業務) <特定事業促進円滑化業務> i) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 <事業再編促進円滑化業務> ii) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 iii) 令和3年度における貸付けのうち、200億円 0.006% 10年内 半年賦元金均等償還 <事業適応促進円滑化業務> iv) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 v) 令和3年度における貸付けのうち、800億円 0.006% 10年内 半年賦元金均等償還 vi) 令和3年度における貸付けのうち、100億円 0.002% 7年内 半年賦元金均等償還 <開発供給等促進円滑化業務> vii) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 viii) 令和3年度における貸付けのうち、50億円 0.006% 10年内 半年賦元金均等償還 ix) 令和3年度における貸付けのうち、100億円 0.002% 7年内 半年賦元金均等償還 <事業基盤強化促進円滑化業務> x) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 xi) 令和3年度における貸付けのうち、97億円 0.2% 20年内 半年賦元金均等償還 <導入促進円滑化業務> xii) 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還 xiii) 令和3年度における貸付けのうち、30億円 0.2% 20年内 半年賦元金均等償還 xiv) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務に係る貸付けのうち、20年内（3年内の据置期間を含む。）、15年内（3年内の据置期間を含む。）、10年内（2年内の据置期間を含む。）及び7年内（2年内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。 ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。 (危機対応円滑化業務)		20年内	
i) 指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年内（1年以上3年内の据置期間を含む。） ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、20年内（満期一括償還）、15年内（満期一括償還）又は5年以上10年内（満期一括償還）とすることができる。				
ii) 指定金融機関への貸付条件が10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
iii) 指定金融機関への貸付条件が5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
iv) 指定金融機関への貸付条件が5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				

24. 財政融資資金

機関名	区分	財政融資資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
沖縄振興開発金融公庫	貸付	i) 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.001%	5年以内	満期一括償還	-
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、1,350億円 0.002%	7年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iv) 令和3年度における貸付けのうち、244億円 0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		v) 令和3年度における貸付けのうち、146億円 0.3%	25年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		vi) 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.02%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		vii) 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.02%	25年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。					
株式会社国際協力銀行	貸付	i) 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	3年以内
		ii) 外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付け 0.5%	20年以内	満期一括償還	-
		0.3%	15年以内	満期一括償還	-
		0.03%	10年以内	満期一括償還	-
		0.002%	7年以内	満期一括償還	-
		iii) ii) の令和3年度における貸付けのうち、1,432億円 0.001%	5年以内	満期一括償還	-
		(有償資金協力業務)			
独立行政法人国際協力機構	貸付	i) 0.1%	15年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
		ii) 令和3年度における貸付けのうち、600億円 0.6%	40年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、1,350億円 0.5%	35年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
		iv) 令和3年度における貸付けのうち、1,300億円 0.4%	30年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
		v) 令和3年度における貸付けのうち、1,050億円 0.4%	25年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
		vi) 令和3年度における貸付けのうち、1,000億円 0.3%	20年以内	半年賦元金均等償還	6年以内
(独立行政法人等) 日本私立学校振興・共済事業団	貸付	i) 0.4%	30年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		ii) 令和3年度における貸付けのうち、194億円 0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、58億円 0.006%	10年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
独立行政法人日本学生支援機構	貸付	i) 0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	-
		ii) 学資の返還期間の状況に応じて、15年以内とする貸付け 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iii) 学資の返還期間の状況に応じて、5年以内とする貸付け 0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内

の 融 通 条 件 (令和3年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間	
		iv) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.002% 20年内 半年賦元金均等償還 0.002% 15年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内	-	1年内
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			
国立研究開発法人科学技術振興機構	貸 付	i) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.002% 40年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 20年内		
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			
独立行政法人福祉医療機構	貸 付	(一般勘定) i) 0.2% 20年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内		
		10年経過後金利見直し貸付に係る貸付け 0.02% 20年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内		
		貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			
		ii) 令和3年度における貸付けのうち、1,933億円 0.4% 30年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 2年内		
		10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.02% 30年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 2年内		
		貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、153億円 0.005% 10年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内		
		iv) 福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付け 0.002% 5年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内		
		v) 医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付け 0.006% 10年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 4年内		
		vi) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付け 0.1% 15年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 5年内		
独立行政法人国立病院機構	貸 付	i) 0.03% 39年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 5年内		
		ただし、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			
		ii) 令和3年度における貸付のうち、59億円 0.09% 15年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 1年内		
		iii) 医療機械整備に係る貸付け 0.005% 10年内 半年賦元金均等償還 0.002% 5年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 - 半年賦元金均等償還 -		
		iv) 令和3年度における貸付のうち、1,540億円 0.002% 23～35年内 半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還 - 半年賦元金均等償還 -		
		ただし、5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期における利率）に変更する。			

24. 財政融資資金

機関名	区分	財政融資資金			
		利率(年)	償還期限	うち据置期間	
国立研究開発法人国立がん研究センター	貸付	i) 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け 0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	貸付	i) 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け 0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	貸付	i) 0.4%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 医療機械整備に係る貸付け 0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	貸付	i) 0.4%	30年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ii) 令和3年度における貸付けのうち、14億円 0.02%	25年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
		ただし、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、44億円 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iv) 医療機械整備に係る貸付け 0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還	-
		0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	-
		(建設勘定)			
		i) 0.005%	10年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が5年以上10年未満 0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		iii) 令和3年度における貸付けのうち、3,000億円 0.3%	23年以内	半年賦元金均等償還	9年以内
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	貸付	(海事勘定)			
		i) 0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		ii) 5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付け 0.002%	15年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
		貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		(地域公共交通等勘定)			
		i) 0.02%	20年以内	半年賦元金均等償還	-
		貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
		ii) 令和3年度における貸付けのうち、5億円 0.2%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		0.3%	25年以内	半年賦元金均等償還	-
		ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、30年以内、20年以内、15年以内、10年以内又は5年以内とすることができる。			
独立行政法人住宅金融支援機構	貸付	0.6%	30年以内	半年賦元金均等償還	20年以内
独立行政法人都市再生機構	貸付				

の 融 通 条 件 (令和3年9月1日現在) (続)

機 関 名	区 分	財 政 融 資 資 金			
		利 率 (年)	償 還 期 限	うち据置期間	
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	貸 付	0.6%	35年以内	半年賦元金均等償還	17年以内
独立行政法人水資源機構	貸 付	0.4%	25年以内	半年賦元金均等償還	5年以内
国立研究開発法人森林研 究・整備機構	貸 付	0.02%	20年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
		ただし10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年 を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金 支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。			
独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構	貸 付	(石油天然ガス等勘定) 0.05% (金属鉱業一般勘定)	13年以内	半年賦元金均等償還	1年以内
	i)	0.09%	15年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
	ii)	0.002%	5年以内	半年賦元金均等償還	2年以内
(地 方 公 共 団 体)	貸 付	※	25年以内	原則として, 半年賦元利均等償還 又は 半年賦元金均等償還	5年以内
地 方 公 共 団 体					
		ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長するこ とができる。 ※事業毎の償還期間に応じ、貸付利率が異なる。			
i)	5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5 年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数 倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利 率）に変更する。				
ii)	10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10 年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数 倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利 率）に変更する。				
iii)	15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15 年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数 倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利 率）に変更する。				
iv)	20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年 を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金 支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
v)	30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年 を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金 支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。				
(特 殊 会 社 等)	貸 付	i) 0.002% ii) 令和3年度における貸付けのうち、1,200億円 0.002%	20年以内 15年以内	半年賦元金均等償還 半年賦元金均等償還	5年以内 5年以内
株式会社日本政策投資銀行					
		ただし、いずれも5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から 起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率 (5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日 における利率)に変更する。			

(注) 貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで、延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものと
する。